



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成24年4月3日

川崎市環境影響評価に関する条例の規定に基づき川崎火力発電所2号系列2軸，3軸計画設備増設計画に係る準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「準備書についての意見の概要等及び法対象条例見解書」とは、準備書に係る市民意見等に対する法対象事業者の見解を示したものです。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号 東京電力株式会社 取締役社長 西澤 俊夫
	法対象事業の名称	川崎火力発電所2号系列2軸，3軸設備増設計画
	法対象事業の種類	電気工作物の新設
	法対象事業を実施する区域	川崎市川崎区千鳥町5番1号 敷地面積 約28万㎡
	法対象事業の目的	電力の安定的な供給力確保のための設備増設
	法対象事業の内容	2号系列2軸，3軸設備増設 発電所の出力 2軸：71万kW、3軸：71万kW
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成25年度 完了予定：平成29年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成24年4月3日（火）から 平成24年5月2日（水）まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 時間：午前8時30分から午後5時15分まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm
	縦覧場所	川崎区役所、大師支所、田島支所、幸区役所、日吉出張所、中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
	法対象条例公聴会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> 法対象条例準備書（テレビ受信障害、地域交通、安全）関係住民から法対象条例公聴会の開催申出があった場合で市長が必要と認めるときは、その開催について公告します。 法対象条例公聴会開催申出書の提出期限：平成24年5月2日（水）まで（郵送の場合は5月2日消印有効）です。 申出書の用紙：川崎区役所、大師支所及び本庁に用意しています。
	申出書提出先・問合せ先	川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
今後の手続きの流れ	公聴会開催の申出がある場合	<p>市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。</p> <p>環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。</p> <p>上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。</p> <p>審査書を基に、準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。</p>
	<p>① 公聴会の開催</p> <p>② 川崎市環境影響評価審議会での審議</p> <p>③ 市長意見・審査書の公告</p> <p>④ 評価書の公告</p>	